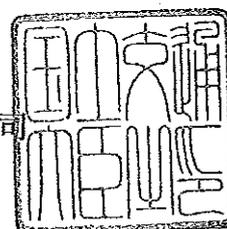


国鉄総第 422 号  
平成 22 年 2 月 24 日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 前原 誠司



交通政策審議会に対する諮問について

全国新幹線鉄道整備法第 14 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第 96 号】

中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について

【諮問理由】

全国新幹線鉄道整備法第 14 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定に関し、諮問するものである。

○全国新幹線鉄道整備法（抄）  
（昭和四十五年五月十八日法律第七十一号）

（営業主体及び建設主体の指名）

- 第六条** 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人（以下「営業主体」という。）及びその建設を行う法人（以下「建設主体」という。）を指名することができる。
- 2 前項の規定による営業主体及び建設主体の指名は、建設線の区間を分けて行うことができる。
- 3 第一項の規定による建設主体の指名は、機構又は同項の規定により営業主体として指名しようとする法人その他の法人のうちから行うものとする。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定により営業主体の指名をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、指名しようとする法人に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により建設主体の指名をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、指名しようとする法人（機構を除く。）及び指名しようとする法人以外の同項の規定による営業主体の指名をしようとする法人に協議し、それぞれの同意を得なければならない。
- 6 第一項の規定により営業主体又は建設主体として指名しようとする法人は、その営業又は建設を自ら適確に遂行するに足る能力を有すると認められるものでなければならない。

（整備計画）

- 第七条** 国土交通大臣は、第五条第一項の調査の結果に基づき、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に関する整備計画（以下「整備計画」という。）を決定しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により整備計画を決定しようとするときは、あらかじめ、営業主体及び建設主体（機構を除く。）に協議し、それぞれの同意を得なければならない。整備計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 国土交通大臣は、営業主体又は建設主体から整備計画の変更の申出があつた場合において、その申出が適当と認めるときは、当該整備計画を変更するための手続をとるものとする。

（交通政策審議会への諮問）

**第十四条の二** 国土交通大臣は、次に掲げる事項について、交通政策審議会に諮問しなければならない。

- 一 基本計画の決定及びその変更に関する事項
- 二 第六条第一項の規定による営業主体又は建設主体の指名に関する事項
- 三 整備計画の決定及びその変更に関する事項